

2026年3月16日

株主各位

東京都新宿区新宿三丁目1番24号
京王電鉄株式会社
代表取締役社長 社長執行役員 都村 智史

株式分割に関する基準日設定公告

京王電鉄株式会社（代表取締役社長 社長執行役員 都村 智史、以下「当社」といいます。）は、2025年11月10日開催の取締役会において、2026年4月1日を効力発生日として、当社普通株式1株につき5株の割合で株式分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を2026年3月31日と定めましたので公告いたします。

なお、上記株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2026年4月1日をもって、当社定款第6条の発行可能株式総数を3億1,604万6千株から15億8,023万株に変更いたします。

以上

お知らせおよびご注意

- 2026年4月1日付にて、株式分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いいたします。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、特別口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関	三井住友信託銀行株式会社
連絡先	東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 電話番号 0120-782-031（フリーダイヤル） 受付時間 9:00~17:00（土日祝日を除く）